



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	梶川千賀子著, 『食品安全問題と法律・制度』, 農林統計出版, 2012年, 306頁
Author(s)	村上, 良一
Citation	フロンティア農業経済研究, 17(1), 59-62
Issue Date	2013-04-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/65988
Type	other
File Information	17-1-9_murakami.pdf



梶川千賀子 著

『食品安全問題と法律・制度』

（農林統計出版、2012年、306頁）

拓殖大学北海道短期大学 村上 良一

I 本書の目的と概要

本書の目的は、「法律学を学ぶのではない理系学生に対しては、法律の条文を解釈するよりも、食品の安全性と法律との関係を全体的に捉えてもらうことが肝要ではないか」という動機のもと、「わが国の食品安全問題と関連法規全般について、入門書としてとりまとめ」られたものである。

本書の構成は12章だてで、以下のような概要である。

第1章では、1955～2010年の日本経済の概観と食料消費の変遷を重ね、その連関が示されている。あわせてフードシステムの局面ごとに食品安全問題について、解説されている。

第2章では、EUの食品安全行政を参考としながら、大きく変化した日本の食品安全行政の展開について述べられている。

第3章ではBSE対策を中心に食品安全行政が考察されている。

第4章では伝統的な食品安全行政の対象である食品衛生をとりあげつつ製造工程管理で導入が進むHACCPの課題等についても言及されている。

る。

第5章では食品添加物についての規制法規、関連して国際整合化についても言及されている。

第6章では、食品輸入手続きと検疫体制そして近年続発した輸入食品の安全性をめぐる問題についても言及されている。

第7章では、農業規制と関連法規について述べられている。

第8章では、遺伝子組み換え（以下GMと略）技術と食品安全問題について述べられている。

第9章では、食品の「安心」に関わる食品表示について関連法規とともに言及されている。

第10章では、食品安全を事例に企業の社会的責任と消費者の権利について言及されている。

第11章では、国際的観点から食品貿易と国際規格について述べられている。

第12章は、食の安全の量的側面として食料安全保障問題についてとりあげられ、後半では食料自給率向上と「食育」とが関係づけられて述べられている。

Ⅱ 本書への批評

最初に、食品安全をめぐる問題で、現下の最大級の関心事である原発事故に起因した放射能汚染について、節を起こして考察し、事故発生から脱稿時期までのわずかな期間に最新の課題を取り上げた著者の姿勢に敬意を表したい。以下、各章毎に批評し、最後に本書全体の評価を行いたい。

第1章は、フードシステムの変化によって食品安全行政もそれに対応せざるをえない背景が、時系列的に両者を対比することで明らかとされている。いわば本書全体の内容が俯瞰できる章ともなっており、読者にとって道案内ともいえる好都合な章である。

第2章で評価されるべきは、消費者の権利擁護・拡大を前提としながら、同時に情報の非対象性を埋める努力や報道等の風評に惑わされないことを

指摘していることである。もちろんこれは、食品安全の責務から政府を解き放つことを意味しない。自己責任の風潮が強まる昨今、消費者の努力義務の一面的な強調は、政府の食品安全行政における緊張感を弛緩させるおそれがある。情報の非対象性や情報格差（デジタルデバイドなど）を解消する物質的・制度的な社会的保障をつくる営みの必要性も指摘されるべきであろう。

第3章は、小節にも「食品安全委員会の脆弱性」とのサブタイトルが付されているように食品安全委員会の現状について厳しい評価が行われている点が眼目である。BSEへの対応以外でもこんなにやく入りゼリー問題で消費者庁が食品安全委員会のリスク評価を反故にしたことをもって「リスクアナリシスの理解が欠如している」と厳しく評価している。

第4章の食品衛生問題では、雪印乳業食中毒事件報告書を取り上げ「HACCPシステムの問題ではなく、前提となる作業環境と原料に問題があったこと」としている。これは、前提条件次第ではHACCPに期待される食品危害除去機能が有効に発揮されず限界をもつことを示したともいえる。そのことも明確に指摘した方がよかったのではないか。

第5章では、食品添加物を不可欠なものとする著者の立場が目を引く。この立場から、添加物の容認を拡大しないという1970年代の国会決議は、時代的制約下にあったとして否定的な評価をくだしている。食品添加物をどう扱うかについて、議論が分かれるところであろう。だが、著者は食品添加物の使用は不可欠との立場とはいえ、日本の食品安全基準の決定過程が外圧に弱いことについて問題意識を持っている。それは安全性よりも対米農産物輸入拡大という経済事情が優先された例としてOPP（防カビ剤）等使用容認問題をあげている点からもみてとれる。

第6章では、食品輸入手続きについて、監視強

化の一方で輸入促進のために「手続きの迅速化・簡素化も進められている」とし、暗に輸入促進体制に従属させられている面を指摘している。さらに、「海外生産工程管理の難しさを浮き彫りにした」と水際でくい止めることの限界性をも指摘している。

第7章の農業規制では、自ずと焦点は残留農薬問題となる。EUでは禁止されている牛肥育ホルモンが日本では残留基準さえクリアしていれば容認され、それは、牛肉自由化に対応した措置であると指摘している。ここでも外圧に弱い日本の食品安全行政の実態を著者は想起させようとしている。

第8章では、GM技術そのものの安全性を論ずるのではなく、末審査流通や国内交雑種問題など行政による適正なリスク管理体制の必要性について述べられている。摂食したくない人には非選択の権利を保障する見地から、混入を避ける分別の徹底や含有食品には表示義務のさらなる強化がGM食品に対して行政がとるべき姿勢であるというのが著者の認識である。

第9章では、食品ロス問題が取り上げられている点がユニークである。食品リサイクルやフードバンクを進める上でネック（製品を原材料として再利用することによる企業イメージの低下）となる点が指摘されている。だが、食用不可の事故米が食用に偽装され流通した事件を思い起こすならば、再利用やフードバンクに対して安全性を担保する体制整備の必要性も説かれるべきであろう。

第10章では、消費者の権利という観点から章を起こし「消費者行政の一元化」が単に組織態勢の整備だけでは実現されるのではないと釘を刺しつつ、それに期待を込めている。後半では深刻化する原発事故の影響として「風評被害」について節を設けて言及されている。そこでは、「最新の科学的知見を収集し続け、食品からの放射線リスクについての継続審議が望まれる」と結論づけて

いる。この問題に対する原則的な態度であろう。

第11章のテーマである国際的な規格化は、第5章でも取り上げられた国際整合化問題を伴う。食分野でもSPS協定やTBT協定によって自国基準の国際基準への整合化が原則として義務づけられた。自国基準がより緩やかであるか、基準や規制がない国にとっては前進ということになるが（HACCP導入など）、より厳しいあるいは国際規格と異なる基準を設定しようとする際には各国への報告が義務づけられ制約となる。著者は国際的な適用への遅れによりグローバル化した食品貿易から日本が取り残される危惧を指摘している。だが、気候・風土・居住者の食文化、遺伝的体質などが異なる諸地域で、統一的な基準を、整合化の名のもとに設定することの意味を慎重に吟味する必要があるだろう。

第12章では「食料自給率との関連で食育の関連について解説する」として、コメ消費拡大と日本型食生活の推進、農水省が実質推進母体であることなどから、「食育」が自給率に結びつくものとして評価されている。食育基本法でも前文で自給率向上と結びつけて述べられている。だが、「食育」という用語は著者も指摘しているようにジャンクフード提供企業も使用している。「食育」という言葉自身は、食料自給率向上の意味をもたない。むしろ、輸入農産物に依存し、食料自給率向上に逆行する動きをとる企業すら便乗できるのが「食育」であるという両義性（自給率向上の立場からみれば弱点）を明確に指摘したほうがよかったのではないか。

Ⅲ まとめにかえて

1) リスクとどう向かい合うか その制度設計

より厳しい安全基準や規制を要求する人々に対して「ゼロリスク症候群」という非難めいた表現が一部専門家やマスコミからなされることが増え

ている。これについては、GM食品をめぐる議論において「重要だったのは、リスクと便益の釣り合いではなく、不確実性と必要性・目的との釣り合いだったのである」(平川秀幸 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター准教授)とする反論の意を込めた見解がある。ゼロリスクを求めているのではなく、「未知のリスクを冒してまで必要か？」(同上)という議論を人々は求めているのである。

もうひとつは、本書でも言及されている行政や企業への不信が人々の間に新技術への不信を呼び起こしている点である。

それ故、社会的合意は、専門家による「狭い意味での」リスク評価に加えて、そうしたリスクを冒してまで必要な技術なのか、基準が政策決定される前に十分情報公開がなされ、市民との意見交換が適切になされたかどうかという点におかれよう。

リスクは常に存在する。食品安全行政当事者が避けるべき態度は、リスクが指摘されながら「経済的メリット」あるいは「日米関係」などを優先しリスクを意図的に看過・過少に評価することである。

いままたBSE対応をめぐる日本の食品安全行政の独立性が鋭く問われる局面にある。国民の信頼を得られる食品安全行政の制度設計に向けたさらなる探求をお願いしたい。

2) 企業の社会的責任と食品安全行政の対応

本書でも指摘されている食品企業の社会的責任と消費者の権利の関係はこうである。企業は安全で安心できる食品を提供する社会的責任があり、消費者は企業からそうした製品を購入・消費する権利があるということである。そして消費者は、権利が侵害(危害の発生や偽装による)された場合は損害を補償される権利があるということである。食品安全に関する損害賠償についていうなら

ば、食品企業だけでなく企業活動の結果、食品を汚染した場合にも当該企業は責任追及されてしかるべきということである。その補償原則は公害補償の議論の到達点として確立したPPP(Polluter Pays Principle 汚染者負担原則)である。本書では現下の最大関心事の一つである核関連施設の事故による放射能汚染が取り上げられている。これにもまずはPPPが適用されねばならない。その上で不足分はどうするかという問題も発生してこよう。ことは財政学の守備範囲ともいえるが、個別企業の体力を超える甚大な損害にどう対応するかという問題は食品安全行政にも関わる問題でもあろう。これについても探求をお願いしたい。

3) 制度解説にとどまらない良書

本書は、食品安全をめぐる高度成長期以降の主要事象やそれらに対応して整備されてきた法制度の解説にとどまっではない。外圧や食品企業の行動に揺れ続けている食品安全行政の現状についてトータルに把握したい読者には格好の良書であり、ぜひ一読を勧めたい。